四	五	六	七	八
1　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれる者 3　中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三十条第一項に規定する農商工等連携事業計画を含む。）の認定を受けた連携体を構成する者 4　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 5　上記1～4に該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者	1　卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 2　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）に基づく商店街整備等支援計画の認定を受けた者及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた者 3　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた者 4　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定する特定ものづくり基盤技術を活用した新製品・新技術の開発及び当該技術の開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者	情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う者	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う者	1　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「過疎法」という。）に定める過疎地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に定める半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に定める離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者
中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化を促進すること	中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること	経済の構造的変化に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始等を支援すること	地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化の促進及び地方公共団体との連携等により、当該地域経済の活性化を図ること並びに当該地域における産業振興を通じ、当該地域の雇用の促進等を図ること

九	
「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する又は適用予定の者	中小企業が「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に従った会計処理を自ら行うことにより、その中小企業の経営状況及び金融機関その他の利害関係者に対する経営状況の的確な把握や経営に関する正確な自社の財務情報を明確にし、もって中小企業の資金調達力の強化を支援すること

4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に定める奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者
5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に定める小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者
6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に定める振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者
7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に定める特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者
8　過疎法に定める過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む市町村又は、過疎地域に隣接している非過疎市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者
9　法律第百十二号）に基づく工業等導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者
10　1～9以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者
11　新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者
12　国又は地方公共団体によって造成された工業等団地に立地する者
13　集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）に基づく基本計画で定められた集積区域において、企業立地計画又は事業高度化計画の承認を受けた者並びに指定集積業種に属する事業を行う者及び行おうとする者
14　社会性及び収益性の要件を満たす事業計画を策定し、その事業計画に基づき、社会に貢献する事業を行う者
15　地方公共団体が推進する施策に基づき地域活性化に取り組みかつ、地域活性化に資するものとして地方公共団体が認める事業を行う者